

# 予 算 要 求 資 料

令和2年度9月補正予算

支出科目 款：民生費 項：社会福祉費 目：老人福祉費

事業名 介護サービス改善対策事業費（国補）  
介護事業者改善対策事業費（任意）

（この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください）

健康福祉部 高齢福祉課 事業者指導係 電話番号：058-272-1111（内 2601）

E-mail：[c11215@pref.gifu.lg.jp](mailto:c11215@pref.gifu.lg.jp)

1 事業費 補正要求額 328 千円（現計予算額：13,559 千円）

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附 金	その他	県債	一 般 財 源
現 計 予算額	13,559	3,275	0	2,288	0	0	0	0	7,996
補 正 要求額	328	0	0	▲1,288	0	0	0	0	1,616
決定額	328	0	0	▲1,288	0	0	0	0	1,616

## 2 要求内容

### （1）要求の趣旨（現状と課題）

介護保険制度を適切かつ円滑に運営するため、介護従事者に対する各種研修を実施するとともに、適正な制度運営をサポートする事業や事業者・施設に対する指導監査を行うことで、総合的に介護の質の確保・向上を図ることを目的とする。

### （2）事業内容

#### ①介護サービス情報の公表支援事業

利用者が適切に事業者を選択することを支援するために、介護サービス情報の公表制度を実施するとともに、事業者及び県民に対し制度の普及・理解を図る。

#### ②福祉用具・住宅改修活用支援事業

福祉用具の普及等の拠点である「介護・研修センター」において、高度で

専門的な知識を必要とする福祉用具・住宅改修について介護支援専門員を対象に研修を行う。

③介護老人保健施設機能向上対策事業

介護老人保健施設の適正な管理運営及び医療ケア等のサービスを確保するため、施設職員の知識及び技能の向上を図るための研修事業を実施する。

④指定事業者・施設指定等及び指導監査事務費

介護事業者に対して、集団指導や実地指導及び監査を適切・迅速に実施することで、利用者に提供される介護サービスの質を確保する。

⑤登録喀痰吸引事業者・登録研修機関等指導監査事務費

登録喀痰吸引（特定行為）事業者及び登録研修機関に対して、人員・設備・運営基準の遵守についての指導監査を行う。

【補正理由】新型コロナウイルス感染症の影響による介護支援専門員法定研修の中止に伴う事業費の増等

(3) 県負担・補助率の考え方

介護サービス改善対策事業費（国補）（介護保険事業費補助金）

①国 1/2、県 1/2

介護事業者改善対策事業費（任意） 県 10/10

(4) 類似事業の有無 無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
需要費	▲97	介護支援専門員証発行にかかる印刷製本費等
役務費	425	介護支援専門員証送送料、通知書送送料等
合計	328	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

「岐阜県高齢者安心計画」 2-2 介護サービスの充実と質の向上

# 事業評価調書（県単独補助金除く）

<input type="checkbox"/> 新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業

## 1 事業の目標と成果

### （事業目標）

- ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
- （１）利用者が適切に事業者を選択することを支援するために、介護サービス情報の公表制度を実施するとともに、事業者及び県民に対し制度の普及・理解を図る。
  - （２）岐阜県介護研修センターにおいて福祉用具・住宅改修について介護支援専門員を対象に研修を行い、高度で専門的な知識を習得させる。
  - （３）介護老人保健施設職員の知識及び技能の向上を図るための研修事業を実施し、施設の適正な管理運営及び医療ケア等のサービスを確保する。
  - （４）介護事業者に対して、集団指導や実地指導及び監査を適切・迅速に実施することにより、利用者に提供される介護サービスの質を確保する。
  - （５）登録喀痰吸引（特定行為）事業者及び登録研修機関に対して、人員・設備・運営基準遵守の指導監査を行い、サービスの質を確保する。

### （目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値 <small>（前々年度末時点）</small>	目標	達成率
	(H )	(H )	(H )	(H )	(H )	%
	(H )	(H )	(H )	(H )	(H )	%

#### ○指標を設定することができない場合の理由

介護保険事業者が行うサービスの質の向上等を目的とするものであり、継続的に事業者を指導、支援していくという性質上、数値の指標を設定することは困難。

### （前年度の取組）

- ・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
- （１）介護サービスの情報公表については、3,533事業所の情報を公表した。そのうち、14事業所に対して訪問調査を実施。
  - （２）福祉用具・住宅改修研修は年10回、218人に対して実施。
  - （３）介護老人保健施設の職員に対する研修は年4回、675人に対して実施。
  - （４）介護保険事業所に対する実地指導は、663事業所に対して実施。介護保険事業所に対する集団指導を実施し、1,432事業所が参加。介護保険事業所に対する指導監査は、4事業所に対して実施。
  - （５）登録喀痰吸引事業者に対する指導は、3回実施。

(前年度の成果)

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果  
介護保険事業者等に対する指導、研修等を実施することにより、事業所の適正な運営、介護サービスの質の向上等を推進した。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い、△：必要性が低い	
(評価) ○	高齢者人口の急増に伴い、介護保険事業所等の数は増加する一方であり、県による事業者への指導等は必要性が高い。
・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、△：まだ期待どおりの成果が得られていない	
(評価) ○	介護従業者に対する各種研修、介護保険事業者に対する指導等を繰り返し実施することにより、介護の質の確保・向上へとつながった。
・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている、△：向上の余地がある	
(評価) ○	各県事務所等福祉課及び高齢福祉課の職員による会議を定期的開催することにより、介護保険事業者指導の方法等について統一化及び効率化を図っている。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項  
基準等の理解が十分ではない介護保険事業者に対し、今後も適切な指導を実施していく必要がある。

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか。  
引き続き、事業者に対する指定基準等の周知、指導を確実に行っていく。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【○○課】
組み合わせて実施する理由や期待する効果 など	